

毎週火、金曜日発行（但休日に当
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（五日）

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県水産業改良普及員服務規程
- ◇告示 非補助土地改良事業資金利子補助金交付要綱
- 鳥取県水産業改良普及員設置要綱
- 医療機関の指定
- 通信地図の修正測量の実施
- 豚その他の物品の移入禁止区域の指定
- 保険医療機関の指定
- 基準看護基準給食施設の承認
- 土地改良区の役員の退任及び就任
- 土地改良事業の認可
- 肝てつ及びぶそ病の予防
- 牛の流行性感冒及び馬の流行性脳炎の予防

訓令

鳥取県訓令第五号

水産試験場 課

鳥取県水産業改良普及員服務規程を次のように定める。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県水産業改良普及員服務規程

第一条 水産業改良普及員（以下「普及員」という。）

の服務については、法令に特別の定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第二条 普及員は、その職責を理解し、職務の遂行に万

全を期さなければならない。

第三条 普及員は、別に定める地区に駐在し、当該地区の事務所に勤務するものとする。

第四条 普及員は、次の職務に従事する。

- 一 漁業経営の改善に関すること。
- 二 水産技術の改良に関すること。
- 三 前各号に定めるもののほか、沿岸漁業振興対策事

(様式第三号) 月分普及実績書

普及項目	期間	普及地区	普及実績	普及理由	備考

年 月 日

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

地区駐在 水産業改良普及員

氏 名

印

保管備品一台帳

(様式第四号)

品名	受入年月日	受入数	現在数	備考

郵便切手受払簿

(様式第五号)

年月日	摘要	種別	量目又は字数	通数	受払	費

(備考)

- 1 摘要欄には郵便切手受入先又は郵便物電報等の発送先を記載すること。
- 2 種別欄には郵便第 種又は電報至急等の区別を記載すること。
- 3 日計月計年計をなすこと、但し受払の少ないものは日計を省略することができる。

告 示

鳥取県告示第三百十七号

非補助土地改良事業資金利子補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

非補助土地改良事業資金利子補助金交付

要綱

(趣旨)

第一条 知事は、市町村が非補助土地改良事業につき利

子補助金を交付する場合において、当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 前条において「非補助土地改良事業」とは、農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けて行なう次の各号に掲げる事業のうち、国又は県から補助金又はこれに類する給付金が給付されないものをいう。

- 一 ため池の新設又は保全
- 二 かんがい排水路の新設又は保全
- 三 暗渠排水施設の新設又は保全
- 四 区画整理
- 五 客土
- 六 農業用道路の新設又は保全

- 七 索道の新設又は保全
- 八 開田又は開畑
- 九 埋立又は干拓
- 十 けい畔整備

2 この要綱において「事業実施者」とは、前項に規定する事業を行なう者をいう。

(補助事業者の範囲)

第三条 この要綱による補助金の交付を受けることのできる市町村は、事業実施者に対し、公庫から融資を受けた資金にかかる利子につき、融資のすえ置期間中において年三分五厘以上の利子補助金を交付する市町村とする。

(補助金の額)

第四条 この要綱による補助金の額は、前条に規定する利子補助金の額（年三分五厘をこえる場合はそのこえる額を除く。）の二分の一に相当する額以内とする。

(補助金の交付申請)

第五条 規則第五号第一号及び第二号の規定による事業

計画書及び収支予算書は、それぞれ第一号様式及び第二号様式によるものとする。

2 この要綱による補助金の交付の申請をしようとする市町村は、前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 融資証明書（様式第三号）
- 二 事業実施者が市町村に提出する利子補助金交付申請書の写
- 三 市町村から事業実施者に対して交付する利子補助金交付指令書の写

(実績報告書)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式

様式第一号

事業計画書

第四号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書には、事業実施者ごとに受託金融機関の発行する利子払込証明書（様式第五号）を添えなければならない。

(書類の經由機関)

第七条 この要綱によつて知事に提出する書類は、当該市町村を管轄する耕地事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十五年度において融資を受けた事業実施者に対して行なう利子補助事業から適用する。

三 利率 厘
 四 融資期間 日から昭和 年 月 日まで
 五 貸付年月日及び番号
 昭和 年 月 日 第 号
 六 償還計画

年 度	元利支払期日		未償還元金	償還所要額	備 考
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日			
第一年度	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	円	元 金 利 子 計	
第二年度	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		円	
合 計					

右のとおり相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

受託金融機関名

様式第四号

昭和 年 月 日

市町村名

代表者氏名

名 印

鳥取県知事 殿

昭和 年度非補助土地改良事業資金利子補助金実績報告書

昭和 年 月 日付け第 号にもとづき標記

事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第十八条の規定により報告する。

記

一 事業実績書(様式第一号に準ず)

二 収支精算書(様式第二号に準ず)

様式第五号

利子払込証明書

借受人

住所 (法人の場合はその主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名)

昭和 年 月 日付け第 号で貸付決意された資金 円の利子 円は昭和 年 月 日払い込みされたことを証明します。

昭和 年 月 日

受託金融機関名 印

鳥取県告示第三百十八号

鳥取県水産業改良普及員設置要綱を次のように定める。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県水産業改良普及員設置要綱

第一条 水産技術の改良、漁業経営の改善及び漁民生活の向上を図り、もって沿岸漁業の振興発展に資するため、水産業改良普及員(以下「普及員」という。)を置く。

第二条 普及員は、担当区域内を巡回して直接漁民に接し、その漁村又は漁民の当面する諸問題の解決にあたって良い相談相手となり、その活動を通じて漁民の自

主的意欲の向上に努めるとともに、進歩した技術及び知識の普及指導にあたるものとする。
第三条 普及員の駐在する市町村、普及員の担当区域その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和三十五年七月一日から施行する。

鳥取県告示第三百十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所

昭和三十五年六月二十二日 辻谷医院 米子市糺町二丁目 米子保健所
目二八の三番地

鳥取県告示第三百二十号

次のとおり、昭和三十五年度第二、四半期通信地図の修正測量を実施する旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業の期間 昭和三十五年七月一日から七月三十一日まで
- 二 作業の地域

局名	測 量 地 域	測量期間	測量方法
----	---------	------	------

関金、東伯郡 関金町大字大鳥居、同安歩、同松河原、同泰久寺

七月中 測鎖測量
六日間

山守、" 関金町大字野添、同米富、同小泉、同明高、同福原

六日間

福部 岩美郡 福部村大字岩戸、同海士、同湯山、同細川、同高江

七日間

" " 栗谷、同箭溪、同南田、同蔵見、同八重原

三 測量の方法 測鎖測量

本測量は、基本測量でないから立木の伐採等は行なわない。

鳥取県告示第三百二十一号

豚コレラ予防に關する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十五年六月二十八日から豚その他病源体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として大阪府を指定する。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定した。
昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
鳥取赤十字病院	鳥取市尙徳町二七	内外、整形外科、小児、産婦人科、眼、齒、耳鼻喉科、放射線科	日本赤十字社 鳥取支部長	昭和三五、六、一	甲
馬淵 医 院	西町一九五	小児科、内科	馬淵 節雄	〃 〃	乙ノ二
清水整形外科病院	倉吉市宮川町	整形外科、理学診療科	清水 正章	〃 六、二	〃
山 田 医 院	八頭郡家町米岡	内科、小児科	山田 知栄	〃 六、六	〃
タナカ歯科医院	鳥取市川外大工町	齒 科	田中 隆正	〃 六、一	〃

鳥取県告示第三百二十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護基準給食施設として次のとおり承認した。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	承認番号	対 象	承認年月日	基 準 給 食	採用点数表備考
医療法人 広江病院	米子市上後藤三二	(看) 第三号	全病棟	昭和三五、五、一	(食) 第六号	全病棟 一〇九床 昭和三五、甲
鳥取赤十字病院	鳥取市尙徳町二七	(特看) 第一号	一般病棟 三四四床	六、一	(食) 第二号	全病棟 四五〇床 六、一
〃	〃	(特看) 第二号	結核病棟 一〇六床	〃	〃	〃

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、鳥取市吉岡温泉町土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事 植谷 正昇 鳥取市吉岡温泉町

〃 清水 隆政 〃

〃 井上 信次 〃

就任した役員の名及び住所

岩崎 英一 〃

佐々木光男 〃

理事 植谷 正昇 鳥取市吉岡温泉町

〃 清水 隆政 〃

〃 楠田 久男 〃

〃 平井 信治 〃

〃 笠本 敏 〃

昭和三十五年三月二十六日通常総会において総選挙の結果当選し四月一日就任、任期二年。

鳥取県告示第三百二十五号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする区画整理、暗渠排水の土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十三年六月二十二日認可した。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十六号

上北条土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする区画整理土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十三年六月二十二日認可した。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及びみつ蜂の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ及びふそ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
肝てつ、検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- ふそ病検査……みつ蜂
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法
肝てつ、検査……皮内注射反応法又は虫卵検査法

別表

肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

ふそ病検査……肉眼的検査及び細菌学的検査

一 肝てつ、検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
七月二日	東伯郡大栄町由良地区	由良家畜検診所
〃 四日	〃 大誠	大誠
〃 五日	〃 東伯町下郷	下郷
〃 六日	〃 八橋	八橋

二 ふそ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
七月四日	鳥取市古海、菫浦、向国安、野倉	重松養蜂場
〃 五日	岩美郡岩美町新井	中村
〃 十三日	八頭郡八東町妻鹿野	大久保
〃 〃	若桜町中原	山本
〃 十四日	〃 名荷谷	西谷
〃 〃	八東町妻鹿野	末次

鳥取県告示第三百二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び馬の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的
牛の流行性感冒及び馬の流行性脳炎予防のため
- 二 実施の区域
別表のとおり

〃 十五日	〃 佐治村尾際	小谷
〃 〃	〃 若桜町諸鹿	前上
〃 十六日	〃 佐治村尾際	小林
〃 〃	〃 若桜町淵見	石田
〃 十七日	〃 八東町妻鹿野	大久保
〃 〃	〃 郡家町落岩	林

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 牛の流行性感冒予防注射
 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内
 のものを除く。
 馬の流行性脳炎予防注射
 馬。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内
 のものを除く。

四 実施の期日
 別表のとおり
 五 注射の方法
 牛の流行性感冒予防注射
 牛流行性感冒予防液皮下注射
 馬の流行性脳炎予防注射
 流行性脳炎予防液皮下注射

別表 一 牛の流行性感冒予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
七月 四日	鳥取市美保、岩美郡岩美町小田、津ノ井村 八頭郡那家町国中、智頭町那岐、八東町八東 気高郡気高町宝木、鹿野町勝谷 西伯郡中山町逢坂	美保、小田、津ノ井家畜検診所 国中、那岐、八東 宝木、勝谷 逢坂
五日	鳥取市米里、岩美郡国府町大茅、岩美町浦富 八頭郡那家町那家、智頭町土師、八東町丹比 気高郡気高町瑞穂、鹿野町小鷺河	米里、大茅、浦富 那家、土師、丹比 瑞穂、小鷺河

六日	西伯郡中山町逢坂 岩美郡岩美町岩井、福部村、鳥取市大和 八頭郡那家町大御門、河原町散岐、船岡町隼、智頭町山郷	逢坂 岩井、福部、大和 大御門、散岐、隼、山郷
七日	気高郡気高町浜村、鹿野町鹿野 西伯郡名和町光徳 岩美郡岩美町本庄、国府町成器、鳥取市千代水 西伯郡名和町光徳	浜村、鹿野 光徳 本庄、成器、千代水 光徳
八日	七月 七日 八頭郡那家町国中、智頭町那岐、八東町八東 気高郡気高町宝木、鹿野町勝谷 岩美郡岩美町大岩、鳥取市豊実 西伯郡名和町名和、岩美郡国府町宇倍野 日野郡溝口町三部の(一)(二)福島福吉 江府町原、宮市、貝田	国中、那岐、八東 宝木、勝谷 大岩、豊実 名和、宇倍野 三部の(一)(二)福島、福吉 原、宮市、貝田
九日	八日 八頭郡那家町那家、智頭町土師、八東町丹比 気高郡気高町瑞穂、鹿野町小鷺河 西伯郡中山町逢坂 鳥取市中ノ郷、大正、岩美郡岩美町東浜	那家、土師、丹比 瑞穂、小鷺河 逢坂 中ノ郷、大正、東浜

十六日

西伯郡大山町大山
鳥取市中ノ郷、大正、岩美郡岩美町東浜

西伯郡名和町庄内、日野郡溝口町二部、宮ノ華、焼杉

日野郡江府町下蚊屋、助沢

鳥取市明治、倉田、岩美郡岩美町蒲生

八頭郡那家町上私都、智頭町智頭、船岡町大伊

倉吉市西郷、上井、上北条、倉吉、小鴨

西伯郡大山町所子、日野郡江府町大満、小江尾、江尾、久連
所子、大満、小江尾、江尾、久連

日野郡日野町黒坂、西伯郡大山町赤松

溝口町間地、畑池、池田

鳥取市美穂、末恒、八頭郡河原町国英、佐治村

倉吉市小鴨、上小鴨、東伯郡関金山守、南谷、矢送

西伯郡大山町所子、日野郡江府町吉原、西原、袋原

日野郡日野町根雨、舟場、三谷、貝原

西伯郡大山町大山、日野郡溝口町郷原、下代、上代、日野

鳥取市面影、東郷、倉吉市北谷、高城、社、灘手

大山

中ノ郷、大正、東浜

庄内、二部、宮ノ華、焼杉

下蚊屋、助沢

明治、倉田、蒲生

上私都、智頭、大伊

倉吉、西郷、上井、上北条、小鴨

所子、大満、小江尾、江尾、久連

黒坂、赤松

間地、畑池、池田

美穂、末恒、国英、佐治

小鴨、上小鴨、南谷、矢送

所子、吉原、西原、袋原

根雨、舟場、三谷、貝原

大山、郷原、下代、上代、日野

面影、東郷、北谷、高城、社、灘手

二十一日

東伯郡大栄町大誠、西伯郡大山町長田

日野郡日野町高尾、金持、板井原、日南町日野上

西伯郡大山町大山日野郡日南町日野上

鳥取市吉岡、神戸、大郷、西伯郡大山町高麗

日野郡溝口町大阪、栃原、籠原、大滝、日南町山上

日野町倉谷、下町、濁谷、三栗

東伯郡大栄町由良、北条町北条東伯町下郷、赤碕町赤碕

北条町下北条、東伯郡泊村

西伯郡大山町大山八頭郡那家町上私都、智頭町智頭

八頭郡船岡町大伊

鳥取市稲葉、松保、西伯郡大山町高麗

日野郡日野町門谷、秋繩、三土、江府町大河原溝口町富

江、福永、未鎌、日南町福栄

八頭郡河原町国英、佐治村、倉吉市西郷、上井、倉吉、

上北条、小鴨、西伯郡大山町所子

鳥取市富桑、湖山

日野郡溝口町大内、添谷一段

江府町柿原、佐川

大誠、長田

高尾、金持、板井原、日野上

大山、日野上

吉岡、神戸、大郷、高麗

大阪、栃原、籠原、大滝、山上

倉谷、下町、濁谷、三栗

由良、北条、下郷、赤碕

下北条、泊

大山、上私都、智頭

大伊

稲葉、松保、高麗

門谷、秋繩、三土、大河原、富

江、福永、未鎌、福栄

国英、佐治、西郷、上井、倉吉、

上北条、小鴨、所子

富桑、湖山

大内、添谷一段

柿原、佐川

二十三日 西伯郡大山町所子、日野郡根雨町舟場三谷具原
 倉吉市小鴨、上小鴨、関金山守、矢送、南谷
 所子、舟場、三谷、具原
 小鴨、上小鴨、南谷、山守、矢送

二十五日 西伯郡淀江町木宮
 倉吉市北谷、高城、社、灘手、東伯郡大栄町大誠
 北谷、高城、社、灘手、大誠

西伯郡大山町長田、日野郡日南町山上、江府町大満、小江尾、久連、高尾、金持、板井原溝口町大
 尾、久連、高尾、金持、板井原
 大阪、栃原、籠原、大滝
 明治、倉田、蒲生

鳥取市明治、倉田、岩美郡岩美町蒲生
 西伯郡淀江町宇田川
 宇田川

二十六日 鳥取市美穂、末恒、東伯郡大栄町由良、東伯町下郷、北条町下北条、赤碓町赤碓、東伯郡泊村
 美穂、末恒、由良、下郷、下北条、赤碓、泊

西伯郡大山町高麗、日野郡江府町吉原、西成、袋原、日野町倉谷、下町、濁谷、三栗、溝口町富沢、福永、未鎌、福栄
 高麗、吉原、西成、袋原、倉谷、下町、濁谷、三栗、富江、福永、未鎌、福栄

日南町福栄
 西伯郡淀江町宇田川、日野郡日南町多里
 宇田川、多里

東伯郡大栄町由良、赤碓町安田、東伯町上郷、中山町下郷、東郷町花見
 由良、安田、上郷、下中山、花見

鳥取市面影、東郷、西伯郡大山町高麗、日野町門谷、秋繩、三土、江府町大河原、溝口町大内、添谷一段
 面影、東郷、高麗、多里、門谷、秋繩、三土、大河原、大内、添谷

西伯郡淀江町淀江、日野郡日野町野田、津地、安原、下郷、日南町多里
 淀江、野田、津地、安原、下郷、多里

二十九日 東伯郡東伯町古布庄、赤碓町成美、中山町上中山、三朝町三朝、三德、東郷町東郷
 古布庄、成美、上中山、三朝、三德、東郷

二十八日 鳥取市吉岡、神戸、大郷、日野郡江府町柿原、佐川
 吉岡、神戸、大郷、柿原、佐川

日野郡日野町添原、加勢津、本郷、日南町石見、西伯郡淀江町淀江
 添原、加勢津、本郷、石見、淀江

東伯郡東伯町八橋、赤碓町以西、三朝町旭、東郷町舍人、大栄町栄
 八橋、以西、旭、榮、舍人

鳥取市稻葉、松保、西伯郡淀江町本宮
 稻葉、松保、本宮

日野郡日野町小林、別所、小原
 小林、別所、小原

鳥取市富桑、湖山西伯郡淀江町、宇田川
 富桑、湖山、宇田川

西伯郡淀江町大和、日野郡日南町石見
 大和、石見

八月一日 宇田川日野郡日野町野田、津地、安原、下郷
 宇田川、野田、津地、安原、下郷

淀江町淀江
 淀江

二日 東伯郡大栄町由良、赤碓町安田、東伯町上郷、中山町下郷、中山、東郷町花見
 由良、安田、上郷、下中山、花見

西伯郡淀江町淀江、日野郡日野町添原、加勢津、本郷、日南町多里
 淀江、添原、加勢津、本郷、多里

三日 東伯郡東伯町古布庄、赤碓町成美、中山町上中山、三朝町三朝、三德、東郷町東郷、西伯郡淀江町淀江、日野郡日野町、小林、別所、小原、日南町多里
 古布庄、成美、上中山、三朝、三德、東郷、淀江、小林、別所、多里

四日	東伯郡東伯町八橋、赤碕町以西、三朝町旭、羽合町羽合	八橋、以西、旭、羽合、栄、石見
五日	東伯郡三朝町竹田、東伯町浦安、東郷町舎人、三朝町小	竹田、浦安、舎人、小鹿、大和、石見
五日	鹿、西伯郡淀江町大和、日野郡日南町石見	
五日	日野郡溝口町宮原、荘、白水、根雨原、江府町半の上荒	宮原、荘、白水、根雨原、半の上、下安井、石見
五日	田、下安井、日南町石見	
六日	日野郡江府町一の反、洲ガ崎、武庫、溝口町宇代、中祖、	一の反、洲ガ崎、武庫、宇代、中祖、古市、父原
六日	古市、父原	
六日	西伯郡淀江町淀江	淀江
八日	日野郡溝口町金屋谷、岩立、長山、江府町尾の上原、池	金屋谷、岩立、長山、尾の上原、池の内、大宮
八日	の内、日南町大宮	
九日	日野郡江府町深山口、月の諸、溝口町溝口、大江、上野	深山口、月の諸、溝口、大江、上野原、大平原、阿毘縁
九日	原、大平原、日南町阿毘縁	
十日	日野郡溝口町谷川、大倉、大原	谷川、大倉、大原
十日	日野郡江府町半の上、荒田、下安井	半の上、荒田、下安井
十一日	溝口町宮原、白水、根雨原、江府町一の反洲ガ	宮原、白水、根雨原、一の反、洲ガ崎、武庫、大宮
十一日	崎、武庫、日南町大宮	
十二日	溝口町宇代、中祖、古市、父原、江府町尾の上原、	宇代、中祖、古市、父原、尾の上原、池の内、阿毘縁
十二日	池の内、日南町阿毘縁	
十三日	溝口町金屋谷、岩立、長山、江府町深山口、月の	金屋谷、岩立、長山、深山口、月の諸
十三日	諸	
十五日	溝口町溝口、大江、上野、大平原	溝口、大江、上野、大平原

別表 二	流行性脳炎予防注射	十六日	谷川、大倉、大原	谷川、大倉、大原
実施期日	実施区域			
七月四日	西伯郡淀江町淀江、大和		淀江家畜市場	
五日	宇田川		富繁家畜検診所	
六日	大山町高麗		高麗	
七日	所子		所子家畜保健衛生所	
八日	赤松		赤松家畜検診所	
九日	大山		佐摩	
十一日	名和町庄内		庄内	
十二日	名和、御来屋、名和		名和	
十三日	中山町逢坂		下市	